

特定疾患患者の交通費助成

特定疾患の治療を必要とする方に対して、ご家族の負担を軽減するために、南富良野町以外の北海道内の医療機関へ通院に要した交通費について、交通費の一部の助成を実施しています。

1 対象者

- (1) 南富良野町に在住する方で、住民基本台帳に登録されている方
- (2) 特定疾患患者として、北海道知事の発行する特定疾患医療受給証の交付を受けている方
- (3) 生活保護法により、医療扶助の移送費などの給付を受けていない方
- (4) 規則で定める所得制限基準額以内の方

2 助成額

町内JR駅から医療機関の最寄り駅までのJR運賃の2分の1以内を助成します。

3 申請期間

- 第1回目 平成22年3月から平成22年8月通院分
平成22年9月30日まで
- 第2回目 平成22年9月から平成23年2月通院分
平成23年3月15日まで

4 申請手続先

南富良野町保健福祉センター内

保健福祉課社会福祉係 ☎ 52 2211

その他不明な点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

参議院議員通常選挙

7月11日は〔選挙区選出議員〕投票日です
〔比例代表選出議員〕

私たちの意見を政治に反映させてくれる代表者を選ぶのが「選挙」です。

大切な一票を無駄にすることなく、みんなで投票しましょう。

■投票場所および投票時間

投票区	投票区域	施設名	投票時間
第1投票所	北落合	北落合除雪管理センター	午前7時から 午後7時
第2投票所	落合	落合地区多目的センター	午前7時から 午後7時
第3投票所	幾寅 東鹿越	町民体育館	午前7時から 午後8時
第4投票所	金山	金山地区コミュニティセンター	午前7時から 午後7時
第5投票所	下金山	下金山地区多目的センター	午前7時から 午後7時

第3投票所（幾寅・東鹿越地区）の投票場所は町民体育館となっていますので、お間違えのないようお願いいたします。

問い合わせ先

町選挙管理委員会（役場内）☎ 52 2112

非自発的失業（離職）者に係る国民健康保険税の軽減措置

平成21年3月31日以降に非自発的な失業のため会社を退職された方で、平成22年度以降も国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税が軽減されます。ただし、軽減を受けるためには申請が必要となります。

対象となる方（1～3すべてを満たす方）

- 1 平成21年3月31日以降に失業した方
- 2 失業（離職）時点で65歳未満の方
- 3 雇用保険の特定受給資格者（倒産解雇などの事業主都合で離職した方）または特定理由離職者（雇用期間満了などで離職した方）で、雇用保険受給資格者証に下記の番号が記載されている方

特定受給資格者 11、12、21、22、31、32

特定理由離職者 23、33、34

軽減内容

保険料の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業（離職）者の給与所得を100分の30として算定します。

軽減期間

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までです。

申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証
印鑑

失業（離職）年月日	保険料軽減適用期間	軽減適用年度
平成21年3月31日～ 平成22年3月30日	離職日の翌日の属する月 (平成22年4月以降)～平成23年3月	平成22年度
平成22年3月31日～ 平成23年3月30日	離職日の翌日の属する月～平成23年3月	平成22～23年度

申請・問い合わせ先 総務課税務係 ☎ 52 2101